

告 示

埼玉県告示第八百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、幸手市葛西用水路土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和四年八月二十四日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和四年九月五日から令和四年十月五日まで

二 縦覧場所

羽生市役所
加須市役所
久喜市役所
幸手市役所
春日部市役所
越谷市役所
草加市役所
八潮市役所
吉川市役所
三郷市役所
杉戸町役場
松伏町役場
宮代町役場